■ 研究所だより

利根川 德

協同総研のホームページでも紹介していますが、『協同ではたらくガイドブック《実践編》』が完成しました。すでに労働者協同組合法施行(2022年10月1日)まで1年を切っており、協同労働に関心を持つ人たちにこのガイドブックを届け、新たな労働者協同組合の設立を応援できればと思っています。

労働者協同組合は新しい法人格ですが、ワーカーズコープが長年にわたり積み上げてきた協同労働の実践の豊かさを感じて欲しいと考え、本誌では協同労働で働く人たちの姿や事業所の成り立ちなどをなるべく紹介できるように心がけました。

本来ならば、モデル定款例など皆さんが 必要とする実用的な情報も掲載したかった のですが、法律の施行にあたり行政機関が 定める政令・省令や指針がまだ示されてお らず、不正確な情報を伝えてしまわないよ うに注意を払いました。その意味では、こ のガイドブックの内容は現時点でわかって いる範囲の情報であり、今後協同総研の ホームページ等でフォローしていくことに なると思います。

協同総研は今年度、厚生労働省の社会福祉推進事業を受けて「生活困窮者及び被保護者に係る就労支援事業及び家計改善事業等の協働実施に向けた調査研究事業」を実施しています。テーマ設定がピンポイントであるために、協同総研の研究活動(協同労働、地域づくり等々)との接点が見えづらい

のではないかと思いつつ、コロナも一定収まりつつあることから、10月から自治体担当部署へのヒアリング調査を始めています。

これまでに4か所の自治体へのヒアリング調査を実施しました。やはり昨年からのコロナ禍対応のため、どこの自治体でも生活困窮者自立相談支援の窓口は、住居確保給付金の支給や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けなどの相談・事務手続きによりてんてこ舞いだったようです。一方で、生活保護受給者が急増しているという話はあまり聞かれず、こうした緊急措置が一定の効果をあげていることが窺えます。

緊急事態宣言も解除されて、今は少し落ち着いているようですが、このままコロナ禍が収束したとしても、はたして私たちは「元の社会」に戻ることができるのでしょうか。経済が回復しなければ、持続化給付金や感染防止協力金などでなんとか持ちこたえてきた中小企業や店舗はすぐに苦しくなるだろうし、生活福祉資金の借り入れをした人たちの償還も始まります。むしろ、これから事態はより深刻化するのではないかと心配です。

本事業の目的とは直接関係ないかもしれませんが、現場の様子から社会の現状を感じ取ることができるよい機会となっています。来年の3月までの短い期間ですが、多様な研究者・実践者の力もお借りして調査研究を進めていきます。